

令和5年第2回
美唄市議会定例会会議録
令和5年7月18日(火曜日)
午前9時58分 開会

消 防 長 菅 原 利 彦 君
総務部総務課長 平 野 太 一 君
総務部総務課長補佐 上 村 名 津 美 君

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

教 育 長 石 塚 信 彦 君
教 育 部 長 村 上 孝 徳 君

選挙管理委員会委員長 中 田 礼 治 君
選挙管理委員会事務局長 伊 藤 和 広 君

◎出席議員 (14名)

議 長 谷 村 知 重 君
副議長 楠 徹 也 君
1番 永 森 峰 生 君
2番 伊 原 潤 司 君
3番 江 川 いつみ 君
4番 海 鉾 則 秀 君
5番 古 賀 崇 之 君
6番 吉 岡 建二郎 君
7番 本 郷 幸 治 君
8番 齋 藤 久美夫 君
9番 山 上 他美夫 君
10番 森 明 人 君
11番 川 上 美 樹 君
13番 松 山 教 宗 君

農業委員会会長 今 田 邦 彦 君
農業委員会事務局長 高 橋 修 也 君

監 査 委 員 西 尾 正 君
監 査 事 務 局 長 橋 本 光 明 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 門 田 昌 之 君
次 長 新 宗 晃 君

午前9時58分 開会

●議長谷村知重君 これより、本日の会議を開きます。

●議長谷村知重君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

7番 本郷幸治議員

8番 齋藤久美夫議員

を指名いたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告書により、順次発言を許します。
3番江川いつみ議員。

◎出席説明員

市 長 桜 井 恒 君
総 務 部 長 猪 谷 憲 恭 君
市 民 部 長 松 田 公 史 君
保 健 福 祉 部 長 川 西 勝 幸 君
経 済 部 長 土 屋 貴 久 君
都 市 整 備 部 長 清 水 真 史 君
市立美唄病院事務局長 藤 井 俊 偵 君

●3番江川いつみ議員 令和5年第2回定例会において、大綱2点について市長に伺います。

市長のときめくまち、わくわくするまちに大変期待しております。新人として、共に頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

大綱1は、市長の所信表明についてです。美唄市は、「福祉のまち」というキャッチフレーズのもとに発展してきたと自負しておりますが、障がい者福祉について、市長のお考えをお伺ひします。

昭和48年に北海道から「身体障害者福祉モデル都市」として指定されたことをきっかけに、美唄市は福祉のまちとして、福祉施策の充実に尽くしてまいったと思っております。平成16年には美唄市福祉のまちづくり条例、令和2年には美唄市手話言語条例を制定しております。美唄市の最上位計画であります第7期総合計画においても、「ともに支え合い分かち合う 田園文化創造都市びばい」、この期間は令和2年から12年までとしている長期計画であります。障がい者に関わる部分では、「誰ひとり置き去りにしない、安心して暮らせる地域社会の形成」を重点目標として、将来の都市像を、「障がい者への理解が深まり、障がい者が安心して暮らせる地域共生社会を目標とする」とうたわれております。美唄市には幾つもの障がい者施設や事業所があり、多くの障がい者が住民として暮らしております。50年以上前から障がい者に寄り添い歩いている法人など、関係人口は支援者、家族を含めると1,000人を超えております。子どもや高齢者、障がい者などは、自ら訴えることが少なく、こちらが意図的に配慮しなければ、

忘れられてしまう存在でもあります。市長は、この度の所信表明において、そして基本政策の策定に当たり、多くの市民と対話をされたとのことでした。しかし、福祉、障がい者の言葉が一度も出てまいりませんでした。障がい者がどこか置き去りにされているような、そういう感がいたしました。障がい者福祉についての市長のお考えをお伺ひいたします。

2点目は、介護職不足の実態の把握と解決策について伺います。

現在、我が国の高齢化率は29%、美唄市は44%です。2万人の人口のほぼ半数が65歳以上の介護保険第1号被保険者となっております。人口減少はあるものの、介護サービスを必要としている方が増えている状況です。介護職員が不足しており、介護サービスを必要としている人が増えている。介護職員が不足しており、地域の事業所等においては、入所や通所サービスに空きがあっても、職員の不足により、利用を断られるということが起きております。私は先日、市内の介護事業所や障がい者支援事業所を16か所回って、お話を聞く機会を設けました。私なりに原因として見えてきたものがあるので紹介させていただきます。正職員を増やすと、事業収入ではやっていけないので、非常勤が増えてしまう。人材不足の中で、正規職員になると責任が重くなり、休みも取れなくなってしまう。経験を積んで、国家試験に挑戦し、正職員になりたいけれども、人材不足で勉強の時間がとれない。少しでも条件のよい事業所があれば、辞めて移ってしまう。3Kのイメージ、3Kというと、汚い、きつい、危険となりますが、3Kのイメ

ージが強く、若者の応募者が少ない。いろいろな原因が重なって、人材不足につながっていることが分かりました。このような中でも、外国人労働者を雇用している事業者からは、若く、明るい性格で真面目に働くので、事業所の全体のレベルアップにつながっている。問題は、日本語の習得と生活全般の支援、もし助成があればというような声もありました。このような中でも、専門職は使命を感じて仕事をされていますので、お金では買えない価値があると、頑張っているらしいです。いくら大変でも、後輩や若い人材を育てるため、自分がやりがいをもって働いている姿を見せ続けなければならないという状況です。現状でも既に足りていないのに、去年、令和4年4月に施行された地域包括ケア推進条例や、地域医療が充実するためには、ますます介護職、福祉職、医療職が必要になってまいります。今回は、介護職のみの質問にとどめさせてもらっていますが、市長は、介護職の実態の把握、問題の解決策をどう考えておられるか、伺います。

●市長桜井恒君(登壇) 「福祉のまち美唄」の障がい者福祉についてであります。これまでの市民の皆様との対話から、切実な生活問題、社会問題、そして格差などを知ることができました。障がいのある方についても対話を重ね、様々な課題解決に向け、全力で取り組んでまいります。市といたしましては、障がいのある方への理解促進や合理的配慮、差別解消の推進を図るなど、積極的に社会参加していただける地域共生社会の実現を目指してまいります。

次に、介護職不足とその対策についてであ

りますが、介護職員の人員の状況につきましては、第8期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中で、事業所の調査を行っており、その調査では、多くの事業所で法令上の人員を満たしながら事業を行っていることを把握しております。今年度は、第9期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定の年でありますので、介護に従事されている人員等について、アンケートを実施し、介護職員の充足状況を把握してまいります。また、国では慢性的な人材不足に悩む介護業界で、介護職員処遇改善加算を設け、介護職員の給与について、他産業と遜色ない賃金水準を目指すほか、中高年齢者等の多様な人材の確保や離職防止等を柱としており、本市においても国の方針に従い、各種対応をしているところであります。また、市といたしましては、この他に介護職の皆さんが介護の基本を学び、やりがいについて実感していただけるよう、各種研修を行っているほか、市の様々な事業を通じて、学生、生徒の皆さんに市内の介護職とグループワーク等で話ができる場を設け、介護職の魅力を感じ、将来介護職を選択していただけるよう、工夫をしているところであります。

●3番江川いつみ議員 まず、大綱1についてであります。今の市長のご答弁を聞いて、美唄に住む障がい者、障がいのある市民、そして障がいがあるゆえに美唄で暮らすことになった市民は、幾らか安心と期待が膨らんだことと思います。また、地域共生社会という言葉が出てまいりましたが、地域共生社会は、あらゆる人を個人として尊重し、ともに支え合う社会です。美唄のように、人口減少が進

み、少子高齢化が進んだまちでは、特に一人一人の力が大変貴重となります。今後、地域で暮らす障がい者が一人の住民として、町内会や地域で活躍する機会も出てくると思います。大事な存在になると思いますので、是非、耳を傾けていただきたいと思います。市長は所信表明で何度も対話の必要性、重要性を言葉にしておられました。障がい者においては、特に重度の障がい、精神障がいを合わせ持った知的障がい者、対話をすることはとても難しいことです。日頃から障がい者に寄り添っている支援事業所や相談事業所などの連携がとても大切だと思っております。本年、令和5年度は「美唄市障がい者プラン」の策定年となっております。障がい者のニーズ、支援者のニーズを把握しなければなりません。具体的にどのように対応され、どのようにニーズを掴もうとしているのか、市長のお考えをお聞かせ願います。

大綱2点目の質問ですが、美唄市が国の方針に沿って対応していること、学生や現任の介護職の皆さんに働きかけをしていることは分かりました。やりがいをもって仕事ができるように取り組まれていることも分かりました。しかし、国の示す人材確保の取り組みの例として、先ほども言われた、処遇改善加算は、今まで以上のサービスができる状態でないと、事務量だけがかさみ、人員不足の事業所の首を締めてしまっているような実情もあるようです。また、国の示す人員定数では、夜勤等のある業種ですので、働き方改革による休暇の割り振りがとても苦勞されているようです。中高年の人材確保といいましても、パートで十分とか、親の介護が始まると1年以内に退職

するというデータも出ております。美唄市の課題としては、市民バスや夜間タクシーの不便さから、マイカーがなければ就職できない。医療側も人員不足なので、認知症の透析患者など、通院に手がかかる利用者を受け入れたくても、受け入れられないという問題もあるようです。このように、幾つもの課題の中で、国の方針に沿うだけでは、人材不足の解決策になるとは感じられませんでした。私の調べたところでは、幾つかのまちでは、是非、我がまちで働いてほしいということで、金銭給付による介護職支援も行われております。学資資金の貸付け、就労支度金、住宅準備金、勤続による報奨金、資格による手当金、ひとり親の場合の支援金などありました。特に人口減少のまちでは、市外から転入してきて、市内の事業所で働くことを切望しているようでした。そこまでして、介護職の確保をされているようです。早急に美唄市独自の手を打たないと、介護職は高齢化し、疲弊し、民間の事業所は縮小を余儀なくされ、私たち市民が住み慣れたまちで安心して最期まで暮らすという希望が遠のいてしまうのではないかと危惧しております。市長は、これらをどのようにお考えでしょうか。

●市長桜井恒君 障がい者との対話についてであります。私は市政を推進する上で、市民の皆様と直接、意見を交換する機会を多く設け、お互いの立場や意見の違いを理解することが対話であり、まちづくりには大変重要なことと考えております。その中で、個々の障がいの程度や特性から対話することが困難な方もいらっしゃると思いますが、そうした場合には、ご家族や支援者、支援団体や関

係機関との対話の機会を設けてまいりたいと思います。その他、ニーズ把握の一つとして、障がいに関するアンケート調査の結果などから、課題を見出し、課題解決に向けた取り組みを行っていくことで、障がいのある方も社会的障壁を感じることなく、生き生きと暮らせるまちづくりの実現に向けて取り組んでまいります。

次に、介護職を希望する方への就学支援金や就労支援金などについてであります。北海道においては、一定の条件を満たせば返済が免除される社会福祉士及び介護福祉士への修学支援貸付事業や「再就職準備金」並びに「介護・障害福祉分野就職支援金」貸付事業があることから、市の独自の支援については、考えていないところであります。一方で、江川議員のご指摘にもありました、介護職員の皆さんへは、資金面の支援だけでなく、やりがいを実感し、仕事を継続する意欲を持ち続けていただくことが重要だと考えます。市といたしましては、今後につきましても、介護職の皆さんが介護の基本を学び、やりがいを実感できるよう、各種研修会を開催するほか、研修会後に専門職員同士が働きやすい職場環境等について、情報交換ができるよう支援してまいります。

●議長谷村知重君 次に移ります。

7番本郷幸治議員。

●7番本郷幸治議員 令和5年第2回市議会定例会に当たり、大綱1点、市長に伺います。

桜井市長の所信表明及び選挙公約についてであります。この度の激戦の市長選挙で、多くの市民の負託を受け、今後4年間、市政運営のトップリーダーとして、地方自治体の基本

的役割である住民の福祉の増進のためにご尽力されることを期待しております。本題に入る前に確認をさせていただきます。市長の所信表明と選挙公約の意義について、どのような認識をされているのか、お伺いします。

去る10日の本会議で、市長就任の所信表明がありました。その中で美唄市の将来のビジョンについて、「皆が、ときめく未来を語るまち、美唄」の実現を目指してとありましたが、少し抽象的な表現で、私にとっては理解ができません。もっと具体的に将来のあるべき美唄のまちづくりについて、お伺いします。

次は、市長が掲げる三つの基本政策と関連する選挙公約について、特に当面の課題としての政策について、以下、具体的にお伺いします。

一つ目として、物価高騰対策として、市民全員に1万円を直接給付する1万円の根拠は何か。給付の実施時期と給付に至る経過と、給付方法はどのように考えているのか。

次に、資材・肥料・燃油の高騰に直面する農業者への給付について、具体的な給付の内容と給付方法、実施時期はどのように考えているのか。

次に、高齢者の生活を守るため、間口除雪の要件緩和で冬の不安を解消するため、具体的にどの要件を緩和するのか。

また、免許を返納しても、「安心して移動できる交通手段の確保を図る」と述べておりますが、安心して移動できる交通手段の確保等は、具体的にどのような内容なのか。

次に、市民の皆様が安心して医療が受けられるよう、病院の機能・スタッフの充実について。市立美唄病院の機能・スタッフの充実

についての具体的な内容について伺います。

次に、事業の優先順位の見直しについて。現在進行中の事業であっても、一旦棚卸しを行い、優先順位の高い事業へ予算を重点配分するなどの見直しを図るとありますが、現在進行中のどの事業の見直しをいつまでに実施するのか、伺います。

●市長桜井恒君(登壇) 美唄市の将来のビジョンについてであります。はじめに、所信表明、選挙公約の意義について、「所信表明」は多くの市民の皆様からの信託を得て市長になった私自身が市政運営に関する考えや信念、方針について述べさせていただいたものであり、選挙活動において、市民の皆様とお約束した「選挙公約」は、私はこれからまちづくりのリーダーとして、市民の皆様からの信託に応えるため、取り組んでいかなければならないものと認識しております。

次に、美唄のビジョンについて「皆がときめく未来」とは、市民の皆様それぞれの暮らしに不安がなく、生きがいを持って暮らしながら美唄に住んでいて良かったと思えている未来ではないかと考えています。そのためには、行政から情報発信とともに、市民の皆様や事業者の皆様など、多様な意見を掘り起こすため「対話の場」の充実を図り、まちの課題や魅力を共有していくことで、より良いまちづくりに向けた方向性を確立していくことが大変重要であり、こうした取組は、美唄市まちづくり基本条例の基本原則であります「市民主体のまちづくり」「情報の共有」「協働のまちづくり」のあるべき姿であると考えます。先輩世代の皆様と語り、創っていききたいのは、「元気に安心して暮らし続けられる美

唄」、現役世代の皆様と語り、創っていききたいのは、「子育てを応援する美唄」、将来世代の皆様と語り、創っていききたいのは、「自分の可能性を広げる学びができる美唄」であります。そして、その先にあるのは、市民の皆様からの期待や未来への希望がまちづくりに反映されている姿であり、そのようなまちになることで市民の皆様からのまちづくりに対する主体性が高まるだけでなく、地域の支え合いや連帯意識が促進され、魅力や愛着を感じるまちとなり、ひいては移住定住の促進にもつながっていくものと考えております。いずれにしましても、先の所信表明で申し上げましたとおり、私は「対話から始めるまちづくり」をスローガンに掲げておりますことから、市民に寄り添う市政を着実に進め、市民の皆様とともに未来への夢を語るまちづくりを目指してまいります。

次に、「三つの基本政策について」の当面の課題としての政策に関するものであります。はじめに、全市民への1万円の給付につきましては、物価高騰や円安により、食料品や生活必需品などの価格が上昇し、市民生活へのさらなる影響が懸念される中、不安を抱える多くの市民の皆様からの生活を支えるため、支援を行おうとするものであります。支給額の考え方につきましては、物価高騰の影響を受けている市民の皆様へ、できるだけ早い時期の支給を目指すとともに、他市の支給状況等を踏まえ、緊急的な対策として、総合的に判断した結果、現金1万円の支給とするものであります。また、給付金の支給に当たっては、令和2年度の特別定額給付金のデータを活用した指定口座振込み方式「プッシュ型」による支給

を想定しているほか、総務部内に設置した「特別定額給付金推進室」において、予算の積算やシステム構築、必要な財源の確保など、支給に向けた検討を進めているところであり、庁内連携による様々な観点からの議論を経て、補正予算案を議会にご提案したいと考えております。物価高騰は全市民に影響していることから、暮らしに役立てていただき、厳しい生活の一助としていただくため、スピード感を持って、できるだけ早い時期の支給に努めてまいりたいと考えております。

次に、資材・肥料・燃油の高騰に直面する農業者への支援についてであります。近年の米の需要減少による米価下落や、ロシアによるウクライナ侵攻等の不安定な国際情勢などにより、肥料価格が高騰するなど、営農経費の多くが値上げされ、農業経営が圧迫されていると認識しております。こうしたことから、本市の基幹産業である農業を持続可能なものとするため、農業振興基金などの活用を念頭に、農業者の皆さんの声をお聴きし、関係機関の方との協議を行い、具体的な支援内容や時期について、検討してまいります。

次に、間口除雪の要件緩和についてですが、地域を訪問する中で、住宅が市道の歩道に面している高齢者から、間口除雪でお困りの声を伺ったことから、間口除雪の対象についての要件緩和に取り組みたいと考えたところであり、詳細は今後検討してまいります。

次に、「安心して移動できる交通手段の確保」の具体的な内容につきましては、「美唄市地域公共交通計画」に基づき、デマンドバスによる市街地の効率的な公共交通体系の実現

や、郊外部における乗合タクシーの再編・拡大を目指すこととしております。

次に、市立美唄病院の機能及びスタッフの充実につきましては、現在、建替えを進めている市立美唄病院は、地域医療構想に沿った「美唄らしい地域医療」の在り方として、地域完結型医療への転換を図りながら、地域包括ケアシステムを構築するという、これまでの考えを基本に進めているところであります。今後、こうした病院づくりの取組に加え、市立美唄病院が市内唯一の救急告示病院として、市民の命を守る救急医療を担っていることから、救急医療の機能強化及び必要となる医療スタッフの確保に向け、医師をはじめとした医療スタッフと協議を行い、市民の皆様が安心して医療を受けられるような体制を整備してまいります。

次に、現在進行中の事業の見直しについてですが、はじめに、合同墓整備事業につきましては、議会での議論や附帯決議を踏まえ、一定の工事費の圧縮を図り、先日、工事の契約締結を行ったところでありますが、さらなる工事費の縮減に努めてまいります。安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄改修事業につきましても、工事費の縮減を図るため、現在発注している工事内容について精査・協議しているところであります。コミュニティ放送局整備事業につきましては、これまで水道事故を契機とした情報発信の強化を目的として進めてまいりましたが、防災のみを目的とした開局に向けた準備は一旦、中止したところであります。今後につきましては、地域での機運の高まりや、まちづくりの方向性、費用対効果を見定めながら、検討してま

いりたいと考えております。

●7番本郷幸治議員 はじめに、本市の基幹産業は農業であります。第2次、第3次産業に携わる900社以上の業者も、コロナ禍の3年間で、近年の物価の高騰などの影響を受け、売上げの減少や後継者不足などの課題を抱えながら事業継続をしているのが実態であります。こうした様々な現状把握に努めながら課題解決に向けて行政として何ができるのか、スピード感を持って対応していただきたいと思えます。市長としての考えを伺います。

次に、公共交通では、市長は所信表明で、免許を返納しても安心して移動できるよう、交通手段の確保を図ると述べており、選挙公約では、市民の暮らしを守るため、「家から目的地、目的地から家へ自由に使える新しい交通の整備」を掲げております。本市では高齢者の免許返納者への支援事業については、既に予算化していたかと思えますが、その概要について改めてお知らせください。また、今後どのような考え方で、市内の公共交通を整備していくのか、伺います。

最後になりますけど、市立美唄病院について、選挙公約では、「MRIの設置など命に係わる治療ができる市立病院」を掲げておりますが、具体的にどのように取り組んでいくのか伺います。

●市長桜井恒君 三つの基本政策に関連しまして、はじめに、第2次産業、第3次産業への支援につきましては、コロナ禍におけるエネルギー価格の高騰により、全ての産業において事業継続に支障が生じているものと承知しており、市としましても、今年度におきましては、全業種を対象とした「びばい事業継続

緊急支援金」による支援のほか、地域の消費喚起を促すため、7月23日から販売を開始する「がんばろう美唄応援券」や「泊まって応援びばい割」を実施しております。今後におきましても、企業や関係団体の皆さんの声をしっかりと聞きしながら、必要に応じて支援を検討してまいります。

次に、高齢者の免許返納支援事業につきましては、75歳以上で本年4月1日以降に運転免許証を自主返納された方に対し、2万2,000円のタクシー利用券を交付し、受付は7月24日より開始することとしております。また、公共交通の整備につきましては、「美唄市地域公共交通計画」に基づき、バスのデマンド化など、市民の利便性の確保に努めながら、免許を返納しても、安心して移動できるような公共交通体系を構築し、将来的には、「家から目的地、目的地から家へ自由に使える交通」の早期実現に向けて取り組んでまいります。

次に、市立美唄病院のMRIにつきまして、現在、北海道せき損センターに依頼し、検査を行っていただいているところであります。今後につきましては、市立美唄病院にMRIを導入することで、制度の高い診断や高度救急への詳細な医療情報提供を可能にするとともに、検査における患者負担の軽減が図られますことから、設置を目指してまいります。なお、設置に当たりましては、現在、建物の建替え工事が進んでおり、今後の地域医療を取り巻く医療環境の変化を見極めながら、設置時期、場所、工法等について、医師をはじめとした医療スタッフと協議を行い、検討してまいります。

●議長谷村知重君 次に移ります。

11番川上美樹議員。

●11番川上美樹議員 令和5年第2回定例会におきまして、大綱2点につき、市長並びに教育長にお伺いをいたします。

大綱の1点目は、交通行政についてです。

現在、地域公共交通計画に基づいて、市民バスやタクシーが運行されておりますが、買物や通院にと、日々、市民の足となる公共交通については、大変重要な役割を果たしておりますが、これからの新しい公共交通の手段の在り方について伺います。

一つ目として、現在の公共交通における課題とはどのようなものなのか。二つ目として、予約制バスや乗合タクシーの拡大について、どのような考え方であるのか市長にお伺いいたします。

大綱の2点目は、教育行政についてです。

学校における「いじめ」について伺います。令和3年度のいじめの件数は61万件を超え、過去最多であったこと。いじめによる自殺や不登校についても、過去2番目の件数になったことが文科省の調査で分かりました。また、旭川市では、いじめを受けていた中学2年生の女子が、2021年公園で凍死していた問題を教訓にして、市長が加害児童生徒への出席停止などを学校に勧告できる「旭川市いじめ防止対策推進条例」がついこの間、6月30日に旭川市議会で可決、即日施行されました。本市においては、美唄市いじめ防止基本方針が平成27年より施行されており、本文の冒頭には、「いじめは、決して許されないことであり、常に未然防止に努めることが必要であり、その兆候が見られた場合には、正確な情報をいち早く把握し、迅速に対応することが求められて

います。」と書かれておりますし、各学校でも基本方針が作られているところですが、まず一つ目として、本市におけるいじめの状況はどのようになっているのか。二つ目として、児童生徒へのいじめの指導体制はどのようになっているのか、教育長に伺います。

●市長桜井恒君(登壇) 地域公共交通の現在の課題についてであります。経年的な人口減少、少子高齢化の影響による高齢者への移動支援、市街地と郊外部の市民ニーズに応じた公共交通の支援、路線バスの曜日や時間帯を考慮した効率的な運用方法の検討、乗合タクシーにおける各事業者の運転手不足など、様々な課題があると認識しております。

次に、新しい公共交通の在り方についてであります。予約制バスの考え方につきましては、現在の市民バスにおける時刻表に基づいた運行形態とは異なり、利用したいタイミングで、予約により乗車できる即時予約やバス停をきめ細やかに配置することで、利便性の高い運行を目指しております。また、乗合タクシーの拡大については、運行区域の再編・拡大に向けて検討を進めてまいります。

●教育長石塚信彦君(登壇) 本市における、いじめの状況についてであります。令和4年10月に文部科学省が公表した「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によりますと、全国の小・中学校における認知件数は、小学校が50万562件、中学校が9万7,937件、合計59万8,499件で、北海道では、小学校が1万8,552件、中学校が2,906件、合計2万1,458件となっております。本市のいじめの認知件数につきましては、令和3年度では、小学校が213件、

中学校が17件、合計230件となっており、令和4年度につきましては、小学校が195件、中学校が18件、合計213件の認知件数で、前年度と比較いたしますと、小学校で18件の減、中学校では1件の増となっております。また、令和5年4月から6月末までの同様の調査では、小学校94件、中学校14件の認知件数で、昨年度の同時期と比較いたしますと、小学校で3件の減、中学校で5件の増となっているところであり、このいじめの態様について、小学校、中学校ともに「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」との回答が、全体の約5割を占めているところであります。

次に、児童生徒へのいじめの指導体制についてであります。各校においては、特別の教科「道徳」を要とした、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実を図るとともに、「美唄市いじめ防止基本方針」に基づき、日常における児童生徒の観察や教育相談はもちろんのこと、定期的に実施するアンケート調査等により、いじめの早期発見・早期対応に向けた指導体制を確立し、全ての児童生徒が「いじめを絶対に許さない」という意識を持ち、望ましい人間関係を構築できるよう、児童生徒一人一人に寄り添いながら教育活動を展開しているところであります。教育委員会といたしましては、毎月定例で開催しております校長会議や教頭会議はもとより、各校の生徒指導担当で構成する生徒指導交流会などにおいて、各校の現況等を適宜把握し、当該児童生徒のケアや保護者支援を含め、指導・助言を行うとともに、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの充実、市長部局、美唄警察署などの

関係機関と連携し、対応しているところであります。今後におきましても、市内各校との緊密な連携のもと、児童会や生徒会活動における主体的ないじめ根絶に向けた取り組みの促進や、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実、「からかい」「嫌がらせ」などを含め、いじめを積極的に認知するなど、その解決に向けた取り組みの徹底に努めてまいります。

●11番川上美樹議員 大綱1点目の交通行政についてです。

バスのステップ、上がり下がりするところですが、バスのステップについても高齢者にとっては高くて足が上がりません。それから降りる時も荷物を持って降りるのが大変だということから、市民バスを利用したくてもできない状況にあると聞いております。このようなことについても、今後ご検討をいただきたいということ。また、運転手不足ということもご答弁にありましたけれども、例えば他市町村から本市へ運転手さんの派遣を行ってもらおうための、そういった予算も充てる、考えていく余地もあるのではないかと思います。現在、当別町の自動運転バスの実証実験が始まったことや、市長の公約にもあるように、通院や買物に家から目的地、目的地から家まで運行してくれる。また、予約制のそういったものを導入しての市民の足の確保は、現在すぐに必要な状況であると私は思います。もし自家用車がなかったら、どんなに不便か。ましてや高齢になると、足や腰も悪くなり、重い荷物を持ってバス停から家まで歩くことがどんなに大変か。市民からいただいた税金や本市にいただいた寄附金などは、現在住ん

でいる市民の生活に密着した部分について、それが向上するために使うべきだと私は考えます。そのため市民の足の確保、それについては、早急に取り組むべきと考えます。市長のお考えを再度伺いたします。

次は、大綱の2点目教育行政について、再度教育長に伺います。

本市だけでなく、人が集まれば全てが問題ない人間関係が進むということもないと思います。ただ、遊びのうちの一つだと思っても、やられたほうが嫌だと感じれば、はっきりと相手にやめてほしいということ。また、それが繰り返すようなことであれば、先生などの大人に助けを求めること。それから、いじめた方もそれを認めて、相手に謝り、同じことを繰り返さない、クラスの仲間として友人関係を再構築していくこと。こういったことの繰り返しで成長していくものだと思います。いただいたご答弁では、全ての児童生徒がいじめは絶対に許さないという意識を持ち、望ましい人間関係を構築できるよう、児童生徒一人一人に寄り添いながら教育活動を展開しているところであるとご答弁をいただきました。まず、いじめた側ですけれども、いじめた側の児童生徒に対する指導、心の教育、命の大切さを学ぶことをさらに強化したほうが良いのではないかと思います。同じことを繰り返すようであれば、いわゆる通級指導教室、これは普通教室と特別支援学級の間ぐらいのイメージとだけいただければと思うのですが、そういったところで、いじめ行為の何がどうよくないのか、学んでもらう時間を別途、授業とは別にそういった教室で作っていかなければ、将来ハラスメントを平気

で行うような社会人に育っていくのではないかと思います。

次に、いじめられた側ですが、ご答弁いただいた内容では、小中共に、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる、そういったことが5割であるとご答弁をいただきました。このことについてですが、つい先日7月11日、NHKの夜に放送された番組で、東京医科歯科大学の最新研究が紹介されていました。その中で、言葉のリスクとって、言葉で嫌なことを言われると、言われた人の脳に大きな影響が出るということが分かっていたと番組では報道されておりました。このようなリスクを続けて多く受けると、引きこもりになる可能性が大きくなるというようなことも報道でされていました。その引きこもりですけれども、令和5年3月内閣府の調査結果では、日本全国に146万人という結果が出ております。同僚議員からの介護職不足のことで質問がありましたけれども、今どこの業界でも人材不足であるというようなことがありながら、日本にこれだけの人数の引きこもりがいるということも把握していただきたいと思います。美唄の児童生徒が将来、このような引きこもりとならないように、小中学校での本気の指導体制、そして対策というのは絶対に行っていくべきだと思います。これらに対応できる教員の児童生徒への指導力強化、そして教員を支える学校職員や教育委員会の体制についても強化すること。そしてコミュニティ・スクールの実施によって、保護者と学校の先生以外の大人の方々が学校へ出向くということで、そういう環境を作るといったことも、児童生徒にとっては、いじめを防止す

るための一つの策になるのではないかと思います。旭川市が先月制定した、「いじめ防止対策推進条例」では、いじめをした側への出席停止勧告を市長が行えるなど、定められています。また、福島県福島市でも、先月、同じ6月30日に既に制定している「福島市いじめ防止条例」の中身を「いじめはどこでもどの児童でも起こり得る」と書いていたところを、「いじめは現に起きている」と改正されました。危機意識レベルを上げて対応しているということです。本市においては、これらの取り組みについては、どのようにお考えでしょうか。私は学校で良い思い出がたくさんに残る生活を送れるように、心の教育体制を再度、徹底して取り組んでいきたいと心から思う次第です。いじめた側に対する指導、そしていじめられた側に対する対処、コミュニティ・スクールの充実や、いじめ防止条例の制定などについて、いじめに対する危機意識の向上を図るべきと考えますが、改めて、教育長のお考えをお伺いいたします。

●市長桜井恒君 市民の足の確保についてですが、「美唄市地域公共交通計画」の中でも、将来的なバス路線の再編や、ご指摘のありましたバスのデマンド化などを推進していくこととしており、家から目的地、目的地から家へ自由に使える交通の早期実現に取り組むとともに、将来的には自動運転バスなどの新たな公共交通手段につきましても、市民の皆様へ情報提供しながら、利便性の高い公共交通体系を構築してまいります。

●教育長石塚信彦君 いじめについてですが、「いじめは、どの児童生徒にも生じ得る」ものであると考えております。このため、

いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組み、たとえ「けんか」や「ふざけ合い」であっても、その背景にある状況を的確に把握し、児童生徒の感じる被害性に着目するなど、表に現れにくい心理的な被害を見逃さないことが重要であると考えております。いじめの中には、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるものもあります。その場合には、教育的配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮した上で、児童生徒の命や安全を守ることを最優先とし、命の大切はもちろんのこと、心の教育を充実させていくことが重要であると考えております。このため、各学校の道徳科やピア・サポートの取組において、著名な講師を招へいし、児童生徒への直接指導や教職員研修会などを開催するなど、子ども達相互の人間関係がより豊かなものとなるよう積極的に展開しているところであります。

次に、「いじめ防止条例」についてですが、現在、本市においては、「美唄市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいるところであり、「条例」の制定につきましては、他市町の状況について、調査・検討してまいりたいと考えております。私といたしましては、学校は全ての児童生徒が伸び伸びと安心して楽しい生活を送ることができ、自分も他者も大切であることを認識し、互いに尊重し合う関係の中で、自己肯定感や誇りを高めていく場であると考えております。このため、学校教育活動への参画といったコミュニティ・スクールとしての活動を通じて、「ともに子ども達を育てる」という視点で保護者や地域の皆

様と連携を強化し、児童生徒一人一人が安心して通える学校づくりに取り組んでまいります。

●議長谷村知重君 次に移ります。

6番吉岡建二郎議員。

●6番吉岡建二郎議員 2023年第2回定例会において、大綱4点について、市長と教育長に質問をいたします。まず市長へ所信表明について伺います。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行されたことへの考え方について伺います。

本定例会の冒頭で市長から所信表明、その中の基本姿勢について、「世界中で猛威をふるい、本市においても市民生活に大きな影響を与えた新型コロナウイルス感染症は、今年5月に感染症法上の位置付けが5類感染症に移行され、長きにわたるコロナ禍から、ようやく日常生活を取り戻しつつありますが、社会経済情勢に目を向けますと、ロシアによるウクライナ侵攻等の不安定な国際情勢などを背景に、昨今のエネルギー価格や物価高騰による市民生活、事業者の経済活動などへの影響は収束の兆しが見えません」との発言がありました。新型コロナウイルス感染症について触れられているのはこの点のみです。中身としても、確かに私も物価高騰については大変深刻だと思うのですが、物価高騰のことは収束の兆しが見えないというお話で、新型コロナウイルスについては、5類と位置付けられたことで終息したと認識されているように捉えてしまいかねないような言い方だったのかなと考えています。この新型コロナウイルス感染症法上の位置付けに関しては確かに5類感染症へ移行されましたが、世界保健機関は今年

の5月に国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態の宣言を終了すると発表した際には、「これは新型コロナがもう世界的な脅威ではないという意味ではない、ウイルスは命を奪い続けている。」と強調をされていました。また、政府分科会の会長、よくテレビに出ていました尾身会長という方が、このことについて、世界保健機関からの宣言を受けて、「これで新型コロナの感染が終わった、終息したというわけではない。今後、感染が低いレベルに向かっていくことを期待したいが、これからも感染者数が急増し、医療がひっ迫する事態になってしまうこともあり得る。市民自身が個人の判断で、今までの経験をもとに感染リスクの高い行動を控え目にするなどの対応を取ることが、これまでと変わらず有効な対策になると思う。」と指摘しています。最近の新聞報道などでも、新型コロナウイルスが全国に拡大して、感染症の専門家の間では第9波に入ったとされていて、また、5月8日の感染症法上の分類が5類に引き下げられ、全数報告の義務がなくなるなど、つぶさに感染状況が見えにくくなっている。新型コロナの疫病分析を続ける西浦博京都大学教授は、「データが乏しく、感染拡大に留まる見通しは立たない」と述べ、早急な対策の必要性を訴えたといったような報道もあります。私は5類に分類されたからといって、楽観視することはまだできないのではないかと。現状、感染症としてまだ存在しているものなので、なるべく注意をしていくことが必要なのではないかと考えています。今ほど引用をさせていただいた新聞報道でも、専門家の間では既に第9波に入ったとされているというお話もあるようです。

感染拡大は続いています。本市は高齢化率、今年5月の住民基本台帳の数字から割り出したのですけれども、43.9%と非常に高い数字です。新型コロナウイルス感染症に感染することによって重症化しやすいとされるような方が多くおられます。また、恵風園・恵祥園といった市内の老人福祉施設、高齢者福祉施設ですが、私の伺っているところによると2人部屋が今でも運用されていて、感染症が広まった際に、対策が非常に困難な設計であるとお話を伺っています。新型コロナウイルスが感染拡大した時には、職員の方々はもちろん、入居されている方々も大変な苦勞をされたと聞いています。また、市立美唄病院をはじめとした市内の医療機関の方々も、コロナの問題では大変苦勞をされました。5類に移行したからといって対策を緩めることというのは、一気にするというのはいかなることもではないかと思えます。市民や医療機関、高齢者施設への働きかけ、継続をしていくことが必要ではないでしょうか。また、その取組が、今後新たな脅威となる他の感染症が出てきた際、感染拡大への備えとなり、市民の命と健康を守ることにつながる重要な取組になると考えます。所信表明の中で、桜井市長はまちづくりの方針として、「市民の暮らしを守ることを最優先とする」、このようにおっしゃっていました。この言葉、非常に共感をいたします。是非、暮らしを守ることを最優先にしていきたいですし、最優先とするのであれば、感染症対策についても、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたからといって、軽視されることなく、また、専門家が報道などでも言っているように、第9波に入ったとな

っていけば、対策を取っていく必要があるように考えます。新型コロナウイルス感染症第9波の懸念、今報道などでも出ている中ですが、桜井市長として、コロナウイルスの認識について、所信表明では、あくまで冒頭で軽く触れられていただけですが、深く触れられていませんでしたので、どのようなお考えを持っていらっしゃるのか、伺います。

また、所信表明についてもう1点、発言通告をしていたのですが、こちらの全市民への1万円給付については、同僚議員から既に2件の質問が出ており、その中で私の伺いたい部分も一定の答弁をされておりましたので、一定の理解をいたしました。この件については、質問を私からこの場でさせていただくということはありませんので割愛をいたしますが、また、別の委員会で、先ほど市長からもご答弁ありましたように、補正予算を議会に議案として提案をされるという予定もありましたので、細かい内容についてはそちらで議論をさせていただこうと思えます。ただ何点かこの場から今の段階で意見として述べさせていただきますと、物価高騰対策として、全市民向けの給付を行うということ、これは私個人として強く否定をするというか、真っ向から反対をするというようなことは考えることではありません。今の状況、物価高騰は全ての人に対して、全ての層にいる人に対して、影響が強く出ています。特にこの中で実質賃金の低下も続いていますから、中間層への支援というものも必要だと私は考えております。これまでコロナ禍の中、経済的に苦しい方、貧困層と言われる方々への支援は、十分とは言えないまでも行われてきたのかなと考えて

いるのですが、中間層への支援というのは、それこそ先ほどのご答弁の中であった10万円の給付からほとんど行われていないのではないかと思いますので、このことに関して、金額が確かに1万円というのが適切なものなのかどうかの議論などもありますし、給付の方法をどうするかなどの議論もあるかと思いますが、全市民に向けて行うということに関しては、非常に市民からの期待も高いというのを対話をしていく中で感じておりますので、頭から否定をするということはいたしません。ただ一方で、やはり疑問の声が多く出ているというのも事実です。所信表明の結びで、市長おっしゃられていたように、引き続きもっと多くの市民の声を聞き、対話しながら理解を求めていく必要があると考えます。財源の問題なども、今回の一般質問の答弁ではまだ詳しくお答えされておりませんでしたし、スピード感という言葉を多くお使いになられるんですけれども、スピード感だけではなく、市民に対して丁寧な説明をしていただくことと、また、慎重な議論をすべきだと考えておりますので、先ほど申し上げさせていただきましたとおり、後々、補正予算で提案された際に委員会の中で改めて詳しい議論をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問ですが自衛隊への名簿提供について伺います。

自衛隊への名簿提供は、昨日今日始まったことではありません。新聞赤旗ぐらいしか報道機関は取り上げてこなかったかと思うんですけれども、何度も取り上げられてきました。自衛隊への名簿提供の問題ですが、6月になっ

て、北海道新聞でも大きく取り上げられていたので、ご存じの方も多いかと思います。また、空知管内の状況もその後の続報として詳細に報道がされていきました。18歳、22歳といった就職を控える方の多い年齢層の個人情報、自治体側が名簿化をして自衛隊に渡しているというのが問題の核になる部分です。個人情報の取り扱いという観点から見ると、この名簿提供は問題があると考えますし、また、安保法制化、自衛隊が米軍の軍事行動に参加することが今できる状況までできています。そういった中で、このことをあまり若い人達は知らないと思うのです。自衛隊が米軍と一体になって活動するというようなこと、それを知られていない中での若者の募集のために、こういった形で名簿の提供がされるというのはよくないのではないかとといった声や、また、自衛隊自体、ハラスメントの問題が最近、多く報道されています。パワハラやセクハラといった問題、こういった問題を多く抱える自衛隊に市民の個人情報を提供するといった、まるで便宜を図るようなことをするべきではないといった声も聞こえてきます。この問題について調べてみると、自治体ごとに実施状況が異なる状況があると思うんです。まず本市の実施状況について、私は議員になる前に市民部にも少しお話をさせていただいて、質問をして、回答をいただいているのですが、再度確認のため、一般質問の場で、そして、近隣の空知管内の実施状況について、どのように美唄市として把握されているのか、本市の状況と近隣の状況について伺います。

また、名簿化されて、提供されているものというのは、紛れもなく個人情報です。いく

ら行政といえども、市民の個人情報、これを好き勝手に、どこにでも提供していいというわけはありませんよね。慎重に扱う必要があるものだと考えます。名簿化して、よその機関に、本人の許可なく、勝手に個人情報を提供するといった権限は本来的には行政にはないはずだと思います。根本的なことを言えば、自衛隊への名簿提供というのは、以前は住民基本台帳の閲覧を自衛隊の職員の方にしてもらって、そこでの書き写しを行っていたと認識しております。名簿提供そのものは、住民基本台帳の書き写しで事足りるのであれば、本市として行うべきではないと、私の認識としては考えております。ただ、しかしながら、その名簿提供を続けるというお話が出てくるのであれば、最低限の対応としてですが、提供の事実、自衛隊に対して名簿化して提供しているといったことを市民周知することと、それと名簿から除外申請ができるように、本人にしっかりと知らせて、本人からの申請を受け付ける窓口を作るといったことぐらいは必要なのではないのでしょうか。国から通知があったと私も伺っているんですけども、各自治体の判断で名簿提供が行われているものだと思うんですよ。それを根拠に本人にも、市民にも国からの通知があったということを根拠に、全く周知をされずに、個人情報を外部提供するというのは、あまりにも乱暴だと考えます。本市の個人情報の取り扱いの考え方、これについて伺います。

大綱の3点目に入ります。

平成30年3月に南一の沢川、南美唄の中央通りを流れる川です。そこで発生した水害、あえてこの場で私は雪泥流の被害といことでお

話をさせていただき、伺います。南一の沢川の雪泥流の被害というのは、私が議員として1期目、まだ議会にいた頃に起こったものです。ちょうど水害が起こった時が一般質問のときだったと記憶しています。何の落ち度もない市民が突然の災害によって、大きな被害を受けることとなったのが、水害、雪泥流の被害です。通常の水が溢れてという被害であれば、浸水の被害で、確かに大きな被害は出るのですけれども、この雪泥流というのは、水と一緒に大きな雪の塊が流されてきて、通常の洪水、浸水の被害よりも雪の塊によって大きな被害を与えるというものだと、私も様々な文献を読んで認識いたしました。実際に現場にも足を運んで、写真や動画を見せていただいたんですけども、ちょっと信じられないぐらいの被害があったんです。市長はその際、美唄市にもいらっしゃらなかったかと思えますし、なかなか認識が難しいかと思うんですけど、是非とも、いろいろ調べていただいて認識をしていただきたいと思います。この件について、私もその被害に遭われた方から多くの相談を受けて、何度も一般質問でも、委員会でも質問をして伺ってきました。質問を続けていく中で、南一の沢川の川底に溜まった泥だとか、あのとき一番酷かったのが川底に木が生えていてですね、そんなに太くないのですけれども、それを除去するためのしゅんせつ工事ですとか、あと看板の設置などの対応が実際になされていって、確かに何も対応していないということではなく、対応はされていきました。また、地域住民の説明会なども行われてきたのが実態としてあります。ただ、しかしながらこの4年間、私も議員でない

間、あまり被害に遭われた方と喋ることはなかったんですけれど、ちょうど選挙の前からよく顔を合わせることが増えまして、お話を伺っていくと、4年間の間、全然美唄市から何の対応もないと、そういうお話を伺ったんです。確かに新型コロナウイルス感染症の流行などあって、対話をしたり、場所をとって説明会したりというのは困難な状況があったのかもしれませんが、一度も市と市民との間で話し合いが行われていないというのは、被害に対して、災害に対しての認識が少し薄いのではないかと考えています。一切、進展もないんですね。私は議員として、選挙に落選する前まで、ぎりぎりまではその住民の方々と、当時の市長も会館にいらっしゃって、お話をされていたというのが記憶にあります。ただ、災害の当時、市長であった高橋元市長は、説明会と話し合いの場でも被災された皆様に寄り添っていきたいという答えも出させていただいて、これは市長が個人で言っているということではなくて、美唄市として、行政として寄り添っていくという認識をしていたんですが、この4年間寄り沿った対応を美唄市はされてこなかったのではないかなと思います。大変疑問に思うのです。これまでの対応と雪泥流の被害についての考え方について、平成31年第1回定例会以降で、現在までに市が行った対応と本災害への対応の認識について、是非ともお答えをいただきたいと思います。また、当時の状況を周囲にお住まいされている方々から伺ったところでは、南一の沢川への雪捨て、これが災害を引き起した要因であると、皆さんおっしゃっています。これは市が管理河川である南一の沢川が雪捨てによっ

て、閉塞した状況を放置していたと私は思うのです。実際に研究にこられた自然災害の専門の研究室、新潟大学の方の研究の中身を見ますと、800立方メートルくらい、ちょっと細かい数字はもう一度確認をしたいんですけれども、かなりの量の雪が河道、川の道の中に押し込まれていたという状況があったという研究が出ています。雪捨て、これが一つの要因であり、それを管理河川であるにも関わらず、美唄市が放置をしてしまったということ。また、災害発生当時の対応にも周辺住民の方のお話ですが、あまりよろしくないような対応があったと伺っています。不備があったということです。被害に遭われた方々からは、そういった関係からこの雪泥流の被害は人災だという声は今でも出ています。この美唄市としての本災害、平成30年3月の南一の沢川で発生した水害、雪泥流の被害についての認識、現在どのようにお持ちになられているかを伺います。

こういった災害が繰り返されて、何の落ち度もない市民が再び同じような被害に遭う、同じようなものでなかったとしても、例えば夏場だとしても、春だとしても、秋だとしても、冬だとしても、どの時期だとしても、行政側の管理の不手際によって被害に遭うようなことがあってはならないと考えます。そのためにも、南一の沢川の雪泥流被害、もう済んだことかのように、過去のこととして扱わずに対応していくことを求めます。以前何度も質問してきた中で、河川管理についての強化、私は求めてまいりました。現在の状況、河川管理についてどうなっているのか。南一の沢川について、また、市内の他の河川につ

いても、冬季間の河川への雪捨ての状況を含めて、再発防止のための取組を伺います。

大綱の4点目、質問を教育長にいたします。

こちら平成30年の3月なんですけど、教育行政報告がありました。その教育行政報告についての質問です。というのも、6月27日の市政報告の中で教育行政報告に深く関わる裁判の取り下げがあったというお話がありましたので、これについて、取り下げがされたということであればお答えいただけるのではないかなということでの質問です。

この教育行政報告は、補助金の不正受給に関するもので、平成26年度に教育委員会が交付した補助金に関して、虚偽の補助申請、事業等実績報告書、領収書の改ざん、架空の領収書の作成の事実が確認され、そして、その結果として市民2人を刑事告訴するという報告でした。教育行政報告から5年と4か月かかって、実際にその終結、取り下げがあったのは先月、5年以上かかって、終結をしたのかなと考えますけれども、これまで係争中ということもあって、市民への詳しい説明があまりなかったのかなと思っています。改めて、この市政報告と前後してではありますけれども、私も過去の教育行政報告の内容を踏まえて、美唄市の担当課に話を伺ったところ、教育行政報告、平成30年3月の内容と現在の市の認識にずれがあるのではないかと感じたのです。この教育行政報告について、平成30年3月のものについて、現在の美唄市教育委員会としての認識、報告の内容、これを事実として引き継いでいるものなのか確認をさせてください。

また、この問題となった補助金について、不正受給という認識が引き継がれているかと

思うのですが、引き継がれているのであれば、返還請求など、これまで行ってきていたものなのか、また、今後手続きとして、そういった手続きを取っていくことが可能なのか。平成26年度決算、当時は正当な補助金として、議会からの認定も得ているものだと思うのですが、実態として、教育委員会の認識も不正なものだという認識が今もあるのであれば、その実態を決算書から確認できるように、記録に残すために何らかの処理が後からでも必要ではないのかなと思うのです。必要でなければいいんですけども、この件について、補助金の不正受給が再度、発生しないようにするためにも、やはり何かしら分かる形で残しておく必要があるのではないかと思いますので、決算についても伺います。

今回、終結まで5年もかかった訴訟へ発展したということ、できればやはり対話で、話し合いで解決できるのが理想だと思うのです。絶対に訴訟をするなど言うわけではないのですけれども、可能な限り市民との間で対話をして、訴訟まで発展しないで解決できたら、本当は良かったのではないかと思います。もちろん不正受給事態が発生しないということも必要ですけども、こういったことに関しての再発防止の取組み、必要ではないかと思えますけれども、教育委員会としてどのように再発防止に取り組まれているかを伺います。

以上、大綱4点について、市長、教育長、こちららもご答弁をぜひよろしくお願いいたします。

●議長谷村知重君 ただいま吉岡議員からの申し出のありました、質問項目の割愛につき

ましては、議長において措置いたします。

それでは、答弁を求めます。

●市長桜井恒君(登壇) 新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行されたことへの考え方についてであります。はじめに、新型コロナウイルス感染症が確認されてからこれまでの間、本市の感染症対策に関する市民の皆様及び事業者の皆様の真摯な取組に対して、心から敬意を表するとともに深く感謝申し上げます。新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日に5類感染症に移行されておりますが、新型コロナウイルスが消失したわけではなく、感染によって、発熱や咳などのつらい症状、後遺症などの健康影響や重症化することによる命への危険も生じる感染症であることを認識しているところであります。また、新型コロナウイルス感染症発生状況についてであります。感染症法第14条に基づく「発生動向調査」を定点医療機関から報告され、取りまとめたものを北海道から週1回公表されており、定点あたり5月8日からの1週間で道内4.36人、岩見沢保健所管内で2.63人、7月3日からの1週間で、道内で6.73人、岩見沢保健所管内で5.38人と感染者数が増加しているところであります。これらのことを踏まえ、ウィズコロナの日常に向けて、今後も気を緩めることなく、基本的感染症対策として有効とされている「手洗い等の手指衛生」や「換気」などの対策を場面や必要に応じて取り組み、また、公共施設、医療機関、高齢者福祉施設等においても感染症に備えた対策を継続いただけるよう引き続き働きかけを行ってまいります。また、新たな感染症危機や病原性が大きく異なる変異株が生じ、感染の拡大が想定

される場合には、保健所との密な連携のもと対応に備えてまいります。いずれにしましても、高齢者や基礎疾患を有する重症化リスクの高い方をはじめ、市民一人一人が感染症から守られ、安心して生活できるよう進めてまいります。

次に、自衛隊への住民名簿情報の提供に係る本市の実施状況についてであります。令和3年度までは、住民基本台帳記載事項のうち氏名、生年月日、性別、住所の4情報について、閲覧をする方法で住民基本情報を提供してきたところであります。令和4年度からは、紙媒体での提供を行っており、今年度は284人分の提供を行っております。

次に、近隣市町の状況につきましては、空知管内24市町のうち、本市を含め、岩見沢市など17市町が名簿を提供しております。そのうち、6市町については、名簿提供及び個人情報の提供を望まない方への除外申請制度について、ホームページで周知しております。また、他の7市町は従来どおり住民基本台帳などを閲覧する方法で提供している状況であります。

次に、個人情報の取り扱いについての考え方ではありますが、自衛隊に提供しております募集対象者情報につきましては、自衛隊法施行令第120条及び個人情報の保護に関する法律第69条の規定に基づく資料提供であります。また、住民基本台帳法第11条第1項に規定する「法令で定める事務」の遂行のために必要である場合に該当すること、さらに、住民基本台帳の写しを用いることについて、令和3年2月5日付けで、防衛省、総務省の連名通知により、住民基本台帳法上、特段の問題が生ずる

ものではないとの解釈が示されました。このことから、法令上認められると整理し、提供したものであります。しかしながら、これまで、自衛隊への情報提供に関する市民の皆様への周知はなされていないことから、今後につきましては、広報紙や市のホームページなどを活用し、広くお知らせしてまいります。合わせて、自衛隊への個人情報の提供を望まない方への除外申請についても周知の上、実施してまいります。

次に、平成30年3月に南一の沢川で発生した水害(雪泥流)について、これまでの対応と本災害についての考え方についてであります。市民の皆様へ市のホームページや広報紙メロディーにより、河川への雪捨てをしないよう、ルールとマナーを掲載しているほか、河川への雪捨て禁止の注意看板を設置し、河川周辺住民の方々へ注意喚起を行っております。また、「美唄市河川維持管理マニュアル」に基づく道路パトロールを実施し、河川の状況把握に努めております。

次に、地域住民との説明会につきましては、水害発生後、これまで3回開催したほか、地域住民の代表者の方々との協議を1回開催してきたところであります。なお、平成30年12月に開催いたしました地域住民の代表者の方々との協議において、参加されていない方の意見をまとめてから改めて協議したいとの意向が示されておりましたが、約5年経過した現在までお話がないこと、発災から一定期間が経過し、既に被災地は原状回復していることなどから、市としましては、災害対応は完了したものと考えております。

次に、本災害についての考え方であります

が、融雪期に河川への雪捨てを行う行為は洪水を招く要因の一つであるものと認識しておりますが、水害が発生した平成30年3月9日は、南一の沢川のほか、ビバイイクシュンベツ川など、市内3河川でも氾濫しており、降雨量、積雪量、気温の上昇という自然の影響が大きく関与した特別な気象環境だったことから、自然災害であったものと判断しております。

次に、現在の南一の沢川と他市内河川の状況についてであります。河川への雪捨て状況は、建設機械を使用したものは確認しておりますが、南一の沢川において、人力での除雪によるものは確認しているところであります。

また、災害の発生を未然に防ぐための取組といたしましては、先ほども申し上げましたとおり、市民の皆様へは、市のホームページと広報紙メロディー及び雪捨て禁止に関する看板により注意喚起を継続するほか、「美唄市河川維持管理マニュアル」に基づいたパトロールから、雪により閉塞した河川の状況を把握するとともに、気象情報に応じて河川の雪割りを今後も実施してまいります。

●教育長石塚信彦君(登壇) 教育行政報告についてであります。平成30年3月1日付けで報告した内容につきましては、平成26年度に教育委員会が交付した美唄市民会館文化補助事業補助金について、不正受給の可能性がことから、平成30年3月2日に刑事告訴をすることとした旨を報告したところであります。その後、令和2年5月28日に、札幌地方検察庁岩見沢支部から不起訴処分とした旨の通知があり、これを受け、令和2年6月9日に「刑事告訴に係る処分」について、教育行政報告を行

ったところであります。現在の認識につきましては、刑事告訴したことは誤りではなかったと考えており、不適切な会計処理により補助金の不正な受給があったことは変わらないと認識しておりますが、結果、嫌疑不十分として不起訴処分となったこの処分の決定を真摯に受け止めているところであります。

次に、補助金についてであります。調査を実施した平成30年2月時点で、美唄市民劇場はすでに解散しており、請求先が消滅していたことから、美唄市民劇場に対する返還請求はできないものと判断したところであります。また、金銭債権については地方自治法の規定により、5年間で消滅することとなり、当該補助金については、平成26年9月30日付けで補助金等確定通知書を通知していることから、令和元年9月30日で既に5年が経過しており、時効が成立しているところであります。

次に、決算の考え方につきましては、決算とは、地方自治法に基づき、会計管理者が作成する一会計年度の歳入歳出予算の執行結果の実績が表示された計算表であり、この計算表は、監査委員の監査を経て、市長が市議会に提案し、市議会の認定の議決により、確定することとなります。このため、当該補助金につきましては、平成26年度当時、美唄市補助金等交付規則に基づき、支出事務は財務処理上適正になされたものであり、当該年度の歳出予算の執行結果として計算表に表示され、決算として確定しているものであります。

次に、再発防止のための取組についてであります。これまで、補助金申請に係る書類等の審査や必要に応じて行う現地調査等による申請内容の確認のほか、事務処理が適正に

行われるようチェック体制の強化を図るなど、慎重な審査を心掛けてきたところであり、今後とも法令や条例、規則に基づき、適切な事務の執行に努めてまいります。

●6番吉岡建二郎議員 所信表明については、今ほどのご答弁で理解をいたしました。ここについて、質問を再度することはございませんが、市長がおっしゃっていらしたように、最近また新型コロナウイルスは、数字で見て増加傾向にあります。岩見沢で5月8日から倍増以上の数字ですので、公共施設、医療機関、高齢者福祉施設等にかかる負担が少しでも軽減できるような取組を行いながらも、状況をしっかりと把握していただいて、市民が感染症から守られるように、市民の暮らしを守ることを最優先で、是非、よろしく願いいたします。

名簿提供については、質問をさせていただきます。本市と空知管内他市町、状況が分かりました。最低限の対応として、これまでの市民周知なし、除外申請なしの状況からは改善するという態度というのは理解をいたします。最低限としてやっていただきたいです。しかしながら、防衛省、総務省からの通知というのは、名簿提供は義務として自治体に課されているものではなくて、任意として出されているものと認識しています。だからこそ、近隣で見たとしても、プライバシー保護の観点から紙媒体での提供、電子媒体での提供も行わず、住民基本台帳の閲覧で対応しているところがあるというのが実態です。国から課せられている義務ではないので、市民の個人情報を取り扱う際というのは、やはりこのプライバシー保護の観点から、美唄市も紙媒体

での名簿提供はやめて、台帳の閲覧で対応するという、今後考えはないのかということ伺います。

同時に伺いながらなんですけれども、個人情報保護法というのを見ると、私読む限り、個人情報を第三者に提供する際には、本人の同意が原則必要となっているものだと読み取れるんですね。今ほどご答弁いただいた中で、今年度284人の名簿提供ということで、数字を挙げていただいたのですけれども、名簿提供を台帳の閲覧ではなくて、名簿提供として継続をしていくのであったとしても、人数感として、美唄市の18歳、22歳の人口というのは284人から、大きく1,000から2,000人増えるということは今の段階でなかなか考えづらいと思うのですよ。このぐらいの人数規模であれば、自衛隊に提供するために名簿化もしていますし、本人に対して直接、個別で通知を送って、同意を取るということも可能ではないかと私は思うのです。市長の所信表明の中では、美唄の未来に投資をするとおっしゃっていました。やはり大事なのは市民一人一人を大切に、丁寧な対応を実践していくということは、未来への投資になり、人口減少に歯止めをかけることにもつながっていくのではないかなと私思うのです。是非、個別での通知の対応という考えなどあれば、伺いたいと思うのです。

また、次の質問で、雪泥流についてのお話なのですけれども、対応は完了していると答弁がありました。あまりにも冷た過ぎる話ではないでしょうか。地域住民の方々と対話してきたのですけれども、その限りでは被害に遭われた方々の中では、まだ終わったという話

ではないのです。この件について、被害に遭われた方がおっしゃるには、前市長、4年前の選挙の時に話を少ししたそうです。その時には、被災地の状況を見て、改めて話を聞きたいとおっしゃっていたそうです。私も実際に前市長はそう言っているところ見たことありませんので、その被害に遭われた方のおっしゃる範囲ではとなりますけれども、ただ、市長になられてからは一度も地域に来なかったとお話でした。なぜ、こんな対応がされてしまったのかというのが、全く理解ができません。改めて市の認識について、伺いたいです。

災害について、美唄市の自然災害だという態度を以前から質問をしている際にも取ってきているのですが、雪泥流被害を引き起した要因は、南一の沢川への大量の雪捨てであって、それを管理者である美唄市が放置をしていたことが問題だと考えています。日本自然災害学会というのがありまして、その第38回学術講演会講演概要集というのがあります。冊子になっているんですね。私も見せていただいたんですけれど、そこには、南一の沢川の雪泥流被害についての研究がなされたものが掲載されておりまして、そのまとめのところに、「河川への雪捨てにより河道が閉塞し、そこから水があふれて周辺家屋に浸水被害をもたらしたことが分かった」と雪捨てについて書かれているんです。私もそのとおりだと思います。雪捨てがなければ、あったかなかったかというのは、今となって確かめることは確かにできませんけれど、雪捨てがあったというのは、周辺の方々からのお話でも分かっていますし、それが要因となった大

きなものだと考えております。是非とも改めて、こういった学会での発表などもあるということ踏まえた上で、本災害の見解について伺います。また、今ほどご答弁の中で、人力での除雪による雪捨ては確認しているというお話がありました。これに関してですが、雪捨て自体に注意喚起をされている状況ですから、これは行政として対応は必要がないというお考えではないと思うのですが、これについてのお考えを是非、お聞かせください。また、どの程度の頻度で現地赶赴して、実際の南一の沢川の河川の状況を確認されているのかは私には分かりかねますけれども、6月の上旬、南一の沢川を実際に、河道を眺めてみたんですけれども、今見ても土砂は堆積していますし、木まではなかったと思うのですが、植物は多く入っている状態にあります。周辺にお住まいの方のお話聞くと、災害後の一番に行ったしゅんせつの際にも下流部までのしゅんせつ、大きな美唄川までつながっているところまでのしゅんせつは行われなかったとおっしゃっているのです。管理が適正に行われているのかについて、伺います。

平成30年3月の教育行政報告について、答弁自体の内容は理解いたしました。結果として認識自体は、この教育行政報告から大きな変更はないと理解をいたします。補助金の不正受給という認識は現在も同様であることが分かりました。今回のように返還請求をすることができずに、月日がたって時効となってしまったことは問題であると私は考えています。市民の税金から出されている補助金だと思いますので、今後、更なるチェック体制と速やかな返金請求が、同じようなことが起こった

際には、行われていくようにしていただかなくてはならないのと同時に、どうしても、しょうがないというケースもあるかと思えますけれども、やはり先ほどのとおり、対話での解決ができるのであれば、対話での解決、模索できるようにしていただきたいと考えます。また、補助金の不正があつてから5年ですか、時効を迎えてしまうと返還請求もないので、決算にそのことも残らなくて、決算を見ても、その事実を読み取ることができなくなるということが、今ほどのご答弁から分かりました。今回の件は、過去に私以外からも議会での質問も何件かされていますし、こういった教育行政報告もありますので、記録としては非常に多く残っているのだと思います。将来に振り返って確認をすること。何かあつた際に可能であるのが今回の件でありますけれども、この決算に残らないというのは、なかなか厳しいと、よろしくないのかなと私は考えます。何年も経過してしまつてから、こういった形で不正なものだったというのが判明をして、対応しても、やはり決算の中には組み込まれない、手後れになってしまうということが今後ないように、是非とも、まず補助金の不正受給事態が起こらないような再発防止と、合わせてチェック体制の強化をしていただいて、不正があればすぐに気づいて、返還請求等をして、適切な処理がされるように強化していただくことを求めたいと思います。

再発防止に関して答弁の中で、この件を受けてということの中身というのは、特に伺いとれるようなものではなかったと思うんですけれども、今後、このようなこと、教育委員会で起こらないように、再発防止に向けて

の考え方を改めて伺いますので、是非お答えください。

●市長桜井恒君 紙媒体での情報提供についてでございますが、国からの通知により、情報の提供については、特段問題がないことの解釈が示されていることから、今後も要請があれば、紙媒体での提供を行ってまいりたいと思います。

次に、提供することに対する本人への同意確認についてであります。まずは、今後実施していく除外申請の周知の中で、自衛隊からの募集対象者の範囲を明確に示すなど、市民の皆様に分かりやすい周知に努めるとともに、個人のプライバシーに十分配慮しながら、関係法令に基づき、適切に対応してまいります。

次に、南一の沢川で発生した災害についての市の認識についてであります。水害が発生以降、被災住宅の相談対応、河川しゅんせつ工事、被災住宅の消毒作業、漂着物の除却などを実施し、既に現状は回復しておりますことから、市としましては、災害対応は完了したものと考えております。

次に、本災害についての見解であります。当時の気象状況は、降雨につきましては、3月8日の午後10時から9日の午後2時までに47.5ミリの雨量がありました。過去10年間の3月の一月の平均降雨量48.2ミリに匹敵するほどの大雨であり、これまで経験したことがない、一月分の雨が一日に降るような状況でございました。積雪量につきましても、例年ですと、この時期は50センチメートル程度ですが、この年は大雪のため105センチメートルの積雪があり、気温も平年値の1.2度を上回

る4.6度となっております。さらに当時は、南一の沢川だけでなく、ビバイイクシュンベツ川、13号川、7号川においても、河川氾濫が発生しておりましたことから、河川への雪投げを要因とする災害でなく、降雨量、積雪量、気温の上昇などの要因が重なり、発生した自然災害であったものと判断しております。また、令和2年度は、平成29年度以上の大雪であり、積雪量も同じ日付で119センチメートルと当時の積雪量を上回ってございましたが、融雪時期において、河川氾濫が起きていないことから、当時は、降雨量、積雪量、気温の上昇などの要因が重なった特別な気象環境であったものと考えます。

次に、現在の南一の沢川と他市内河川の状況についてであります。河川への雪捨てを行っている方への対応につきましては、雪捨ては河川法で禁止されていることや災害の発生につながる行為であることをご理解いただくよう努めてまいります。また、市内各河川の状況を判断しながら、河川の流下能力を確保するためにしゅんせつや雑木処理を行っているところであります。過去5年間で6河川の延長約2.2キロメートルを実施しているところであります。南一の沢川につきましても、現地の状況を確認し、適切に対応してまいりたいと考えております。

●教育長石塚信彦君 再発防止のための取り組みについてであります。本事案につきましては、大変重く受け止めているところであります。補助金交付に係る事務については、今後、この様なことを起こさないよう未然に防ぐことが大切であると考えているところであります。そのためには、当該申請に係る書

類等の審査や必要に応じて行う現地調査等により、申請内容の確認行為など、また、その事務処理に対するチェック体制の強化を図る必要があると考えているところであります。また、仮に不正な受給などがあった場合には、法令や条例等に基づく、返還命令の措置などについて、適切に対応しなければならないものと考えております。いずれにいたしましても、今後二度とこのようなことが起こらないよう、再発防止対策について、しっかり対応してまいります。

●6番吉岡建二郎議員 まず簡単に聞かせていただきたいのですが、名簿提供について、これは個別通知に関して伺ったんですけれど、具体的な答弁が市長からなかったと思います。個別通知するかしないかということは、一考の余地もなく、答弁する必要はないということなかもしれませんが、私は質問していますので、是非、答弁をいただきたいと思っています。紙媒体での提供を継続するのであれば、先ほど申しましたとおり名簿は作るということになりますから、個別での通知を行うということが大きな労力が発生するというわけではないかと思えますし、また、予算として284人という人数で、そこまで過大な予算がかかるとは思いません。それに予算がかかったり、過大な労力だということであれば、名簿を提供するのではなくて、台帳の閲覧にするというのが正しい対応かと思えます。この点に関してのご答弁を是非、お願いします。

あと南一の沢川の雪泥流について伺います。当時の降雨量や降雪量ということをお話をされているんですけど、南一の沢川と他の河川に関して、この降雨量の状況や

降雪量の状況というのは根本的なところで大きく違いがあったとは思えないのです。美唄市内の川ですし、他の河川では、どういうわけか雪泥流は発生していません。南一の沢川と他の河川との大きな違いと思われるのは、大量の雪捨てがあったかどうかというところではないでしょうか。当時の状況を把握した上で、しっかりと災害について確かめていて判断をしなくては、今後も市内で同じように管理の不十分さから災害が発生することというのは、あり得るのではないかと。あり得てはいけないと思うのですけれども、是非とも当時の状況の把握について、また再度、お答えをいただきたいです。

それと、今ほどご答弁の中であったのが、河川への雪捨てについて、把握をされていたというのがあったので、理解いただくように努めるということなんですけれど、雪捨ての事実確認しながら、今まで注意をしてきていなかったということだと思えます。それは問題なのではないかと思えます。なぜ市としてしっかり雪捨てをしている人に注意というのでできないのかというのが、非常に疑問です。周辺住民の方が注意をすればいいというお考えがあるのかどうか分かりませんが、やはり注意をすることでトラブルに発展することも考えられるので、できれば管理者である行政から注意をいただくというのが適切なのではないかと思いますけれども、この点に関しては、こういった形で、これまで注意などをされてこなかったのかについて、しっかり管理ができていないのかを伺います。

南一の沢川での雪泥流被害についてなんですけれども、被害に遭われた方々との一番最

が、楠議員の質問については、午後からといたしたいと思います。

午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時07分 開議

●議長谷村知重君 休憩前に引き続き会議を開きます。

楠議員の質問から入ります。

12番楠徹也議員。

●12番楠徹也議員 令和5年第2回定例会において、大綱1点、市長の選挙公約について市長にお聞きいたします。

桜井市長におかれましては、6月の市長選挙で、全道で一番若い市長になられたということや、いろいろな面で各方面から注目されているところですし、私も議員、また、市民の皆さんも桜井市長が美唄をどのような方向に舵を取り、どんな未来を見せてくれるのかと思っております。それには、市長が公約として掲げたものをどれだけ実現できるのかが重要になってくると思っておりますので、市長が掲げた公約について、5点伺います。

1点目は、美唄のビジョンについてですが、数十年後の美唄はこうなっているというビジョンがないので、市長は、「皆がときめく未来を語るまち」になることをビジョンに掲げ、これまでにない変化と活気をまちにもたらすと言っておりますが、「皆がときめく未来」とはどのような未来を見ているのか。また、その未来に向かってどのように進んでいくのか、伺います。

2点目は、子育てを応援するまちについてで

すが、子育て世代の不安を解消し、公園の整備や水道代の補助などを行うとありますが、どのような考えで公園整備と水道代補助の2点を挙げたのか。また、他に支援や補助は考えていないのか伺います。

3点目は、美唄を農業のショールームについてですが、私も今まで美唄市の農業については、ICTを活用したスマート農業の推進など質問してまいりましたが、市長は全国の自治体が真似したくなる農業地域を目指すところなのですが、現時点でも隣の岩見沢市は、スマート農業の先進地であります。この先進地よりも先を目指すのか、今後の本市のスマート農業について、どのように行っていく考えなのか、伺います。

4点目は、市民の暮らしが良くなる観光についてですが、市民の理解を得て、市民に利益をもたらすことが条件で、未来に向けて持続可能な観光を提供するとありますが、市民に利益をもたらす観光、未来に向けて持続可能な観光とは、どのようなものなのかを伺います。

5点目は、物価高騰対策で市民全員に1万円の直接給付についてですが、この部分につきましては、同僚議員からいろいろ質問がありましたけれども、観点が若干違いますので質問させていただきます。今現在、不安定な世界情勢などから、生活必需品のほぼ全ての高騰しております。そういった中で、現金の給付を待っている市民の方も多くいると思うのですが、現金の直接給付については賛否両論あると思います。市長はこの直接給付について、どのような思いで公約として掲げたのか。また、金額を1万円とした理由、給付

の実施時期や方法について伺います。

●市長桜井恒君(登壇) 美唄のビジョンについてであります。私はこの度の選挙活動を通じて、地域の集会などに参加し、たくさんの市民の皆様と出会い、対話を行ってまいりました。所信表明でも述べましたが、少子高齢化、不安定な世界情勢を背景とした物価の高騰や地域コミュニティの希薄化などにより、生活に不安を抱えておられる市民の皆様が多くいらっしゃるのを目の当たりにしてきました。そうしたことから、私は市民の皆様それぞれの暮らしに不安がなく、生きがいを持って暮らしながら、美唄に住んでいて良かったと思える「皆がときめく未来」を作り上げていかなければならないと考えております。そのためには、まちづくり基本条例の基本原則であります「市民主体のまちづくり」「情報の共有」「協働のまちづくり」を遵守しながら、先輩世代、現役世代、将来世代の皆様や事業者の皆様などと対話を重ねることで、まちの課題や魅力を共有し、より良いまちづくりに向けた方向性を確立していくことが大変重要であると考えているところであります。いずれにしましても、私が公約で掲げた3つの基本政策、「市民の暮らしを守ることを最優先する」「事業の優先順位を見直す」「びばいの未来へ投資する」に基づき、もっと多くの市民の皆様の声をお聞きする対話の機会を設けながら、「皆が、ときめく未来を語るまち、美唄」の実現に向けて、市民、議会の皆様、行政が力を合わせて、スピード感とよい意味での変化を感じ取れるよう私が先頭に立って取り組んでまいります。

次に、子育てを応援するまちについてであ

りますが、物価高騰により食料品や生活必需品など価格が上昇し、多くの子育て世帯が不安を抱え生活を送っていることから、子育て世代に優しいまちを目指すため、遊び場を整備し、経済的支援の一つとして、水道料金の負担軽減を行いたいと考えているところであります。遊び場の整備につきましては、子育て支援のみならず、魅力あるまちづくりにつながることを考えており、現在ある公園施設につきましては、美唄市公園施設長寿命化計画に基づき、遊具等の更新を進めているところであります。今後につきましては、既存の公園の遊具等の更新に努めるほか、天候や季節にかかわらず子ども達が遊べる室内遊戯施設の充実のため、国の補助金などの財源確保も含めて検討してまいります。水道料金につきましては、昨年8月から本年7月まで原油価格や物価高騰における支援対策として、家庭及び事業者の水道料金の基本料金の免除を実施しているところであります。市といたしましては、今後、物価高騰等により影響を受けている生活者や事業者に対し、必要な対策を講じられるよう、全国市長会を通じ国に要望していくとともに、事業の優先順位の見直しを進めながら、水道料金の負担軽減について検討してまいります。次に、その他の支援といたしましては、安全安心な保育の充実に向け、既存の保育施設の整備や保育士の人員確保に努め、子どもの受け入れ体制を整えた上で、0歳から2歳の保育料無償化などを検討してまいります。私といたしましては、市民が子育てに夢を持ち、子ども達が幸せに暮らせるまちづくりを進めるため、子育て施策の充実に取り組んでまいります。

次に、美唄を農業のショールームにということについてであります。本市の農業は約9,400ヘクタールの広大な農地を生かし、水稻、小麦、大豆などの土地利用型作物のほか、アスパラガスやハスカップ、トマト、生姜、にんにくなどの高収益作物も作付けされています。このような作物を、輪作を取り入れながら作付けを行っており、農業者の皆さんは様々な生産技術により、健全な農地を守り、農業所得を向上させ営農を続けて頂いていると承知しております。現在は、農家人口の減少などによる労働力不足の課題を抱える中、ICTを活用した農業が市内一円に広がりを見せているところであります。本市におけるスマート農業技術の利用率は3割程度であり、市内全体の普及が課題となっております。これまで、農業者や農業関係機関、企業などと連携し、美唄市ICT農業推進協議会が主体となり、実証事業などを行ってきたほか、農林水産省のスマート農業担当部署へ職員を派遣し、国との連携を図るとともに、機器の導入補助などを通じて、本市のスマート農業が普及してきているところであります。これからは、さらに本市の農業に適合し、市内の全ての農業者が活用できる用途に応じたスマート農業技術の導入や普及が急がれております。そのため、岩見沢市などの先進事例を参考にしながら、スマート農業を進めるためのIT教育の提供などのサポートに加えて、本市の農業に適した先進的農業技術へのチャレンジを後押しできるような場を産学官の連携により創出し、全国の自治体のモデルになる農業地域を目指してまいります。

次に、市民の暮らしが良くなる観光につい

てであります。私が掲げた公約の一つに、「市民の暮らしとともにある観光」を掲げさせていただきました。将来にわたって持続可能な観光を実現するためには、それを実行するための仕組みづくりが重要であり、最終的には市民の皆様が利益をもたらされなければならないと考えております。今後におきましても、これまで取り組んできた観光振興の取り組みについて、ステイびばいや観光物産協会などの観光推進団体との連携を図りながら、本市の観光資源を有効活用した新しい観光拠点づくりなどについて、市民、市内事業者等、議会、行政が力を合わせて、スピード感を持って進められるよう取り組んでまいります。

次に、物価高騰対策で市民全員に1万円を直接給付についてであります。物価高騰や円安により、食料品や生活製品などの価格が上昇し、市民生活へのさらなる影響が懸念される中、不安を抱える多くの市民の皆様の生活を支えるため、「市民の暮らしを守ることを最優先する」という私の基本政策のもと、支援を行おうとするものであります。支給額の考え方につきましては、物価高騰の影響を受けている市民の皆様へ、できるだけ早い時期の支給を目指すとともに、他市の支給状況等を踏まえ、緊急的な対策として総合的に判断した結果、現金1万円の支給とするものであります。また、給付金の支給に当たっては、令和2年度の特別定額給付金のデータを活用した指定口座振込方式「プッシュ型」による支給を想定しているほか、総務部内に設置した「特別定額給付金推進室」において、予算の積算やシステムの構築、必要な財源の確保など、支給に向けた検討を進めているところであり

ます。物価高騰は全市民に影響していることから、暮らしに役立てていただき、厳しい生活の一助としていただくため、スピード感を持って、できるだけ早い時期の支給に努めてまいりたいと思います。

●12番楠徹也議員 それぞれ答弁いただきましたが、市長が掲げた公約を実現するには予算が必要になってきますが、今回の公約の中で、わかりやすいもので言えば、市民全員に1万円を直接給付となれば、約2億円の予算が必要になります。同僚議員からも質問がありましたが、改めて全体を通して、市長が掲げた公約には、それぞれどのくらいの予算を見込み、財源をどうするのか。さらに市長が公約で掲げる事業の優先順位についてはどのように考えているのか、伺います。

さらに、現在の全世界的に不安定な経済の状況を考えると、今後のいろいろな予算に対しても大きな影響を受けることになるのではないかとお考えですが、市長は、本市の予算に対して、こういったことも考えていかなければならないと思いますが、どのように考えているのかを伺います。

●市長桜井恒君 公約実現のための予算についてであります。所信表明でも申し上げましたが、私の基本政策の一つは「市民の暮らしを守ることを最優先する」ことでもあります。全市民への1万円給付には、ご指摘のとおり約2億円の予算を要しますが、私は、このことにより、市民の皆様に対して、「市民の暮らしを守るために予算を使う」というメッセージを送りたいと考えております。

また、他の公約の予算、財源及び優先順位並びに基本政策で掲げた「事業の優先順位を

見直す」ことにつきましては、本年度すでに着手している事業は、可能な限りの経費の縮減に努め、その他につきましては、来年度以降の予算編成において、対話により市民の皆様や事業者の皆様の声を聴き、十分な情報共有を図るとともに、国や北海道の動向等も踏まえ合理性のある判断のもと、進めてまいります。いずれにいたしましても、私が基本政策として掲げた「市民の暮らしを守る」「未来へ投資する」、これらの実現のために「事業の優先順位を見直す」といった、基本の三つの政策を連動させながら、市政運営を行ってまいります。

●12番楠徹也議員 今市長の答弁で、「市民の暮らしを守る」「未来へ投資する」の実現のため、「事業の優先順位を見直す」とありました。市長の公約にはありませんでしたが、美唄工業高校跡地の問題について、結論を出すのに残り時間が少なくなっております。「事業の優先順位を見直す」という観点からも、美唄工業高校跡地について、市長は何か考えがあるのか、最後に伺います。

●市長桜井恒君 旧美唄工業高校跡地の活用方法についてであります。平成30年3月に締結した北海道教育委員会との譲与契約においては、令和10年4月1日までに市営住宅及び都市計画公園として整備する内容となっていることから、できるだけ早い時期に跡地の活用の方向性を定めたいと考えております。

●議長谷村知重君 以上で一般質問を終わります。

これをもって、本日の日程は全部議了いたしました。

●議長谷村知重君 この場合、7月19日をもって、美唄市農業委員会会長を退任されます、今田邦彦君から発言を求められておりますので、これを許します。

●農業委員会会長今田邦彦君(登壇) 発言のお許しをいただき、ありがとうございます。

私は、明日、7月19日の任期をもちまして退任をいたしますので、一言、ご挨拶を申し上げたいと思います。

5期、15年にわたり、美唄市農業委員会委員として、また、この6年間は農業委員会会長を務めさせていただきました。

この間、委員の選出方法も選挙による公選制から議会の同意を得て市長が任命する任命制へと委員会法の改正があり、また細かな農地法の改正や、今年になってからですけれども、農業経営基盤強化促進法等の改正もありましたけれども、無事、職責を全うすることができたのも、これもひとえに市議会議員の皆様、また市理事者の皆様方のご理解とご協力によるものと深く感謝を申し上げます。

現在の農業経営につきましては、新型コロナウイルス感染拡大による消費の低迷、また水田活用直接支払交付金の見直し、さらには、世界情勢による資材価格や燃油価格の高騰など、不安定な状態が続いております。このような状況ではありますけれども、今後も美唄市の基幹産業である農業のより一層の発展と、先日、同意をいただきました、新たな農業委員に対して、市長をはじめ、市議会議員の皆様のご理解、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げますところであります。

最後に美唄市のますますのご発展と皆様方のご健康、ご活躍をご祈念申し上げまして、

退任の挨拶とさせていただきます。

長い間お世話になりました。大変ありがとうございました。

●議長谷村知重君 本日は、これをもって散会いたします。

午後1時28分 散会

